平成２７年（フ）第２７１号
佐賀市久保泉町大字川久保2668番地
債務者　濱口　雪恵
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
佐賀県鹿島市大字常広574番地
債務者　岡　さとみ
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１２０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1635番地
債務者　橘　　信江
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１０７号
北海道小樽市手宮２丁目３番1403号　手宮公園住宅１号棟、前住所北海道小樽市花園４丁目23番９号　板谷花園パークハイツ
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１５４号
茨城県守谷市本町7140－３　宇津野仁様方、住民票上の住所茨城県つくば市谷田部乙2226番地　３棟404号
債務者　新宮多美子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
兵庫県川西市けやき坂３丁目23番地の16
債務者　大垣　晋也
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目22番６号　メゾンモア201号、前住所兵庫県尼崎市東難波町３丁目22番６号　メゾンモア205号
債務者　加藤　一夫
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７５号
兵庫県尼崎市北大物町26番10号　シャトー北大物３Ｆ７号
債務者　谷岡　良孝
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８８号
兵庫県尼崎市崇徳院１丁目23番地
債務者　福　　博美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５９３号
兵庫県西宮市上大市３丁目７番32号
債務者　直井　靖代
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２８号
奈良県磯城郡三宅町大字上但馬397番地の２
債務者　駒田　敦子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
北九州市小倉南区企救丘６丁目17番17号
債務者　児玉詞画子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２号
北海道留萌市南町４丁目28番地
債務者　浅田　清美
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第７６号
新潟県三条市西大崎２丁目14番29―６号
債務者　石田　勇夫（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２１９号
兵庫県伊丹市南野北３丁目９番25―１Ｃ号
債務者　上田久美子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
兵庫県西宮市大畑町５番８―116号
債務者　飯田　政信
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４１号
兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目６番11―302号
債務者　谷口　博之
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係